

平成19年6月20日付け公告「第30回京都市都市計画審議会の開催」
について、次のように変更します。

平成19年7月5日

京都市長 榎 本 頼 兼

議事事項について

議事事項を計議第128号から計議第136号までの計9議案としてお
りましたが、計議第133号議案から計議第136号議案までの計4議案を
削除し、計議第128号から計議第132号までの計5議案に変更します。

(参考)

1 日 時

平成19年7月30日(月)午後1時30分から

2 場 所

京都ガーデンパレス 2階「葵」

(京都市上京区烏丸通下長者町上る龍前町605番地 電話 411-0111)

3 議事事項

- (1) 計議第128号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地
区計画の決定について(京都市決定) <納屋町商店街地区地区計画の決
定>
- (2) 計議第129号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地
区計画の決定について(京都市決定) <太秦東部地区地区計画の決定>
- (3) 計議第130号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地
区計画の決定について(京都市決定) <一条山地区地区計画の決定>
- (4) 計議第131号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)土

地区画整理事業の変更について（京都市決定）＜伏見西部地区土地地区画
整理事業の変更＞

- (5) 計議第132号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道
路の変更について（京都市決定）＜3・4・102三栖淀線他2路線の
変更＞

4 会議の傍聴

- (1) 傍聴定員

10人

- (2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時から午後1時15分まで会場受付で行
い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

- (3) その他

審議会が公開すべきでないとする場合は、当日非公開となる場合が
あります。

5 問い合わせ先

都市計画局都市企画部都市計画課 電話 222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）